

2024（令和6）年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う変更について

●P87 「1 保険料の算定」の7行目

修正前	修正後
所得段階別定額保険料（標準9段階）	所得段階別定額保険料（標準13段階）

●P87 「表 1-15-2 所得段階別定額保険料」を以下に差し替え

1	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.285
2	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額×0.485
3	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額×0.685
4	市町村民税世帯非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額×0.9
5	市町村民税世帯非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超	基準額×1
6	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.2
7	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3
8	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5
9	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.7
10	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.9
11	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.1
12	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.3
13	市町村民税本人課税かつ合計所得金額が 720 万円以上	基準額×2.4

●P102 4～6行目

修正前	修正後
利用者の居宅を訪問して面接することとモニタリングの結果を記録することを、少なくとも1か月に1回行う必要があります。	利用者の居宅を訪問（またはテレビ電話装置等を活用）して面接することとモニタリングの結果を記録することを、少なくとも1か月に1回（利用者の同意を条件に、介護予防支援の場合は6月に1回）行う必要があります。

●P115 冒頭のイメージイラスト

修正前	修正後
利用者 35 人	利用者 45 人または 50 人

●P125 「◎ターミナルケアマネジメント加算」の1行目

修正前	修正後
在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対して、	在宅で死亡した利用者に対して、

●P125 「◎退院時情報連携加算」の1行目

修正前	修正後
医師の受診に同席し、	医師または歯科医師の受診に同席し、

●P157 「◎委託可能な件数」の1行目

修正前	修正後
指定居宅介護支援事業者に委託できる件数には、	指定居宅介護支援事業者に介護予防ケアマネジメントを委託できる件数には、

●P167 「表 1-28-3 介護保険施設の比較」の「協力病院」の行に注を追記

協力病院	入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない*。	(特に規定なし)
------	--	----------

※令和6年度介護報酬改定にて、次の①～③の体制整備が追加（複数の協力医療機関を定め、要件を満たすことも可能）。

- ①医師又は看護職員が相談対応を行う、②診療の求めに応じて診療を行う、③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる

●P282 「◎主な加算」の囲みの⑦以降を以下に差し替え

⑦ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ、Ⅱ）	⑧ 特別管理加算（Ⅰ、Ⅱ）
⑨ 専門管理加算	⑩ ターミナルケア加算
⑪ 遠隔死亡診断補助加算	⑫ 初回加算
⑬ 退院時共同指導加算	⑭ 看護・介護職員連携強化加算
⑮ 看護体制強化加算（Ⅰ、Ⅱ）	⑯ 口腔連携強化加算
⑰ サービス提供体制強化加算（Ⅰ、Ⅱ）	

●P287 「◎主な加算」の囲みを以下に差し替え

① 短期集中リハビリテーション実施加算
② リハビリテーションマネジメント加算
③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
④ 口腔連携強化加算
⑤ 退院時共同指導加算
⑥ 移行支援加算
⑦ サービス提供体制強化加算（Ⅰ、Ⅱ）

●P290 「表 2-18-1 居宅療養管理指導のサービス内容」の「職種」の「歯科衛生士等」欄

修正前	修正後
歯科衛生士等 1か月につき4回まで ^{※3}	歯科衛生士等 1か月につき4回まで（がん末期の利用者については、1月に6回） ^{※3}

●P291 「表-18-2 基本単位」を以下に差し替え

		1人	2-9人	10人以上
居宅療養管理指導	I	515 単位	482 単位	446 単位
	II	299 単位	287 単位	260 単位
歯科医師		517 単位	487 単位	441 単位
薬剤師	病院・診療所	566 単位	417 単位	380 単位
	薬局	518 単位	379 単位	342 単位
管理栄養士	当該事業所	545 単位	487 単位	444 単位
	事業所以外	525 単位	467 単位	424 単位
歯科衛生士等		362 単位	326 単位	295 単位

●P296 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
③ リハビリテーションマネジメント加算 (A、B)	③ リハビリテーションマネジメント加算
⑮ 移行支援加算	⑮ 退院時共同指導加算
⑯ 介護職員処遇改善加算	⑯ 移行支援加算
⑰ 介護職員等特定処遇改善加算	⑰ サービス提供体制強化加算 (I、II、III)
⑱ 介護職員等ベースアップ等支援加算	⑱ 介護職員等処遇改善加算

●P300 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
⑧ 在宅復帰・在宅療養支援加算 (I、II)	⑧ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I、II)
⑭ 認知症専門ケア加算 (I、II)	⑭ 口腔連携強化加算
⑮ 緊急時施設療養費	⑮ 認知症専門ケア加算 (I、II)
⑯ サービス提供体制強化加算	⑯ 緊急時施設療養費
⑰ 介護職員処遇改善加算	⑰ 生産性向上推進体制加算
⑱ 介護職員等特定処遇改善加算	⑱ サービス提供体制強化加算 (I、II、III)
⑲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	⑲ 介護職員等処遇改善加算

●P305 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
① 緊急時訪問看護加算	① 緊急時訪問看護加算 (I、II)
② 特別管理加算	② 特別管理加算 (I、II)
⑥ 総合マネジメント体制強化加算	⑥ 総合マネジメント体制強化加算 (I、II)
⑦ 生活機能向上連携加算	⑦ 生活機能向上連携加算 (I、II)
⑩ 介護職員処遇改善加算	⑩ 口腔連携強化加算
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算	⑪ 介護職員等処遇改善加算

●P309 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
⑳ 介護職員処遇改善加算 ㉑ 介護職員等特定処遇改善加算 ㉒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	⑳ 介護職員等処遇改善加算

●P314 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
② 短期集中リハビリテーション実施加算 ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	② 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ、Ⅱ） ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ、Ⅱ）
⑫ 初期加算	⑫ 初期加算（Ⅰ、Ⅱ）
⑳ 介護職員処遇改善加算 ㉑ 介護職員等特定処遇改善加算 ㉒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	⑳ 介護職員等処遇改善加算

●P367 「表 3-5-3 主な加算」の「⑥生活機能向上連携加算（2区分）」の下に1段追加

⑦口腔連携強化加算	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をした場合に加算する。
-----------	---

追記に伴い「種類」の⑦以降の番号を修正

修正前	修正後
⑦ 緊急時訪問介護加算	⑧ 緊急時訪問介護加算
⑧ 認知症専門ケア加算（2区分）	⑨ 認知症専門ケア加算
⑨ その他	⑩ その他
⑩ 介護職員処遇改善加算（3区分）	⑪ 介護職員処遇改善加算（3区分）
⑪ 介護職員等特定処遇改善加算（2区分）	⑫ 介護職員等特定処遇改善加算（2区分）

●P371 下から4～3行目

修正前	修正後
また、加算・減算として初回加算、認知症専門ケア加算（2区分）、	また、加算・減算として初回加算、認知症専門ケア加算（2区分）、看取り連携体制加算、

●P384 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
⑥ 医療連携強化加算（⑬との併用不可）	⑥ 医療連携強化加算（⑮との併用不可）
⑦ 夜勤職員配置加算（4区分）	⑦ 看取り連携体制加算
⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間が限度）	⑧ 夜勤職員配置加算（4区分）
⑨ 若年性認知症利用者受入加算（⑧との併用不可）	⑨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間が限度）
⑩ 送迎加算	⑩ 若年性認知症利用者受入加算（⑨との併用不可）
⑪ 緊急短期入所受入加算（7日間が限度。やむを得ない事情がある場合は14日間）（⑧との併用不可）	⑪ 送迎加算
⑫ 療養食加算	⑫ 緊急短期入所受入加算（7日間が限度。やむを得ない事情がある場合は14日間）（⑨との併用不可）
⑬ 在宅中重度者受入加算（4区分）	⑬ 口腔連携強化加算
⑭ 認知症専門ケア加算（2区分）	⑭ 療養食加算
⑮ サービス提供体制強化加算（3区分）	⑮ 在宅中重度者受入加算（4区分）
⑯ 介護職員処遇改善加算（3区分）	⑯ 認知症専門ケア加算（2区分）
⑰ 介護職員等特定処遇改善加算（2区分）	⑰ 生産性向上推進体制加算
	⑱ サービス提供体制強化加算（3区分）
	⑲ 介護職員等処遇改善加算（5区分）

●P385 「◎減算」の4行目

修正前	修正後
超えて同一事業所を利用する場合や、障害福祉サービスの	超えて同一事業所を利用する場合や、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合、障害福祉サービスの

●P389 「表3-9-1 必要な職種・員数」の「介護・看護職員」の必要な員数

修正前	修正後
利用者3人に対し1人以上（常勤換算）。 看護職員は利用定員30人まで1人（常勤換算）。 看護職員のうち1人以上は常勤。 介護職員のうち1人以上は常勤。	利用者3人に対し1人以上（常勤換算）*。 看護職員は利用定員30人まで1人以上（常勤換算）。 看護職員のうち1人以上は常勤。 介護職員のうち1人以上は常勤。

（修正に伴い、表下に以下を追記）

※生産性向上に先進的に取り組んでいると認められる場合、人員基準が柔軟化。

●P391 「◎協力医療機関等」の2行目の後に追記

- 協力医療機関を定めるには、以下の要件を満たすように努める。
 - ①利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
 - ②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している。
- 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。
- 利用者および入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。
- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。
- 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努める。

●P391－392 「◎主な加算」の囲み

修正前	修正後
⑤ 夜間看護体制加算	⑤ 夜間看護体制加算（2区分）
⑥ 若年性認知症入居者受入加算	⑥ 夜間看護体制加算
⑦ 医療機関連携加算	⑦ 若年性認知症入居者受入加算
⑧ 口腔衛生管理体制加算	⑧ 協力医療機関連携加算（2区分）
⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算	⑨ 医療機関連携加算
⑩ 退院・退所時連携加算	⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算
⑪ 看取り介護加算（2区分）（外部サービス利用型は算定不可）	⑪ 退居時情報提供加算
⑫ 認知症専門ケア加算（2区分）（外部サービス利用型は算定不可）	⑫ 退院・退所時連携加算
⑬科学的介護推進体制加算	⑬ 看取り介護加算（2区分）（外部サービス利用型は算定不可）
⑭ サービス提供体制強化加算（3区分）	⑭ 認知症専門ケア加算（2区分）（外部サービス利用型は算定不可）
⑮ 介護職員処遇改善加算（3区分）	⑮ 高齢者施設等感染対策向上加算（2区分）
⑯ 介護職員等特定処遇改善加算（2区分）	⑯ 新興感染症等施設療養費
	⑰ 生産性向上推進体制加算
	⑱ 科学的介護推進体制加算
	⑲ サービス提供体制強化加算（3区分）
	⑳ 介護職員等処遇改善加算（5区分）

●P392 「◎減算」

修正前	修正後
人員基準や、身体拘束についての基準を満たさない場合は、所定単位数が減算されます。	人員基準や、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、所定単位数が減算されます。

●P393 「◎介護報酬」の4～9行目

修正前	修正後
医療連携加算、口腔衛生管理体制加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算、認知症専門ケア加算（2区分）、サービス提供体制強化加算（3区分）、介護職員処遇改善加算（3区分）、介護職員等特定処遇改善加算（2区分）があります。	協力医療機関連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算、認知症専門ケア加算（2区分）、サービス提供体制強化加算（3区分）、介護職員等処遇改善加算（5区分）があります。

●P397 「表 3-10-1 貸与福祉用具」の「貸与項目」欄⑧～⑩

修正前	修正後
⑧ スロープ	⑧ スロープ（貸与と販売の選択制対象種目）
⑨ 歩行器	⑨ 歩行器（貸与と販売の選択制対象種目）
⑩ 歩行補助杖	⑩ 歩行補助杖（貸与と販売の選択制対象種目）

●P398 「◎軽度者等に対する給付制限と例外給付」の前に挿入

◎一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（令和6年4月～）

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。対象品目は以下の通りです。

- ・固定用スロープ
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖

●P433 6行目

修正前	修正後
常勤のユニットリーダーを配置します。	常勤のユニットリーダーを配置（職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能）します。

●P433 本文の最後に追記

ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないとされています。